

# 事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



チェックしてみましょう

- アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？  
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- 勤務シフトは適切に設定されていますか？  
(学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか?)
- アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？  
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

## 1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

■ 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間について
  - ②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合
  - ③仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について
  - ④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて
  - ⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回ることはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
  - ⑥退職時・解雇時のきまりについて
  - ⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について  
※有期労働契約が5年を超えて反復更新されたアルバイトの場合
- ※労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

## 2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう

- 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。

## 3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。
- アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

## 4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

## 5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

- バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ  
**総合労働相談コーナー** ※4月～7月に若者相談コーナーを設置  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は  
**労働条件相談ほっとラインへ!**  
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

 **0120-811-610** 相談  
無料



アルバイトを雇う際に  
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう!  
**キャンペーン実施中**

令和7年4月1日～7月31日